

広報

うわじまちくしょうぼう

第57号

宇和島地区消防本部
宇和島地区防火協会
<http://www.119.uwajima.ehime.jp>

あなたや家族の命を守ります！

住宅用火災警報器の設置が義務化に！

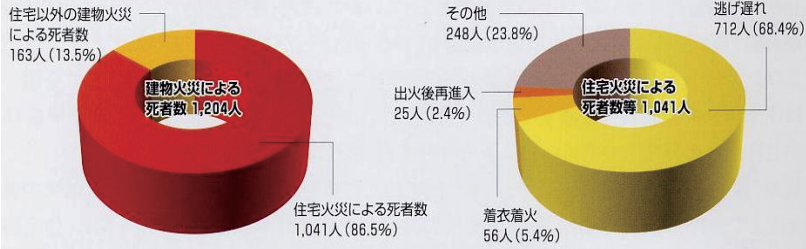
消防法及び火災予防条例の改正により、全ての住宅に火災警報器等の設置が義務付けられました。新築住宅は、平成十八年六月一日から、既存住宅は、平成二十三年六月一日から適用となります。

○住宅火災の死者とその原因

住宅火災による死者数は、年々増加傾向にあります。死者の過半数を占めるのは高齢者で、時間帯で見ると、就寝時間に死者が集中しています。そして、死因の約七割が逃げ遅れとなっています。

『住宅火災による死者数』は、建物火災による死者数の約9割に及びます。

『住宅火災による死者』の約7割が逃げ遅れによるものです。



○火災の早期発見！

火災で重要となるのが、早期発見です。火災が発生したことを素早く察知することができれば、いち早く避難することが可能となり、いのちが助かる可能性も高くなるわけです。住宅用火災警報器は、火災発生に伴う熱や煙を感知してブザーで危険を知らせるもので、火災の早期発見に役立つ防災機器です。アメリカやイギリスなどでは、住宅用火災警報器等の設置が義務付けられ、住宅火災の死者が半減するなど、大変な効果を上げています。

○新築住宅…平成18年6月1日から
○既存住宅…平成23年6月1日までに

火災警報器が必要な部屋

① 寝室

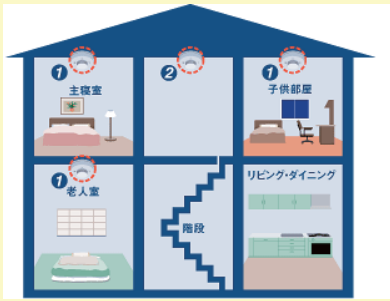
就寝に使われる部屋に設置します。子供部屋なども、就寝に使われている場合は対象となります。

② 階段

寝室がある階の階段最上部に設置します。

③ 3階建て以上の場合

- ①寝室がある階から、2つ下の階の階段
- ②寝室が1階のみにある場合は、居室がある最上階の階段に設置します



火災警報器には、煙を感知するタイプと熱を感知するタイプがあります。設置義務が生じる寝室と階段には、煙式のものを取り付ける必要があります。

○火災警報器の種類と設置場所

悪質な訪問販売等に十分注意!!

消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。



消防団の放水訓練

消防団は、本業を持ちながら、「自分たちのまちは自分たちで守る！」という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活躍し、住民から大きな信頼を得ています。消防団員は、消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動、地震や風水害といった災害発生時における救助救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎよ活動などに従事し、地域住民の生命や財産を守ることもに安心した住民生活を送る上で精神的な支えであり、重要な役割を担っています。

これらのように、消防団は、地域における消防・防災の中核的存在として、今後も大いに活躍することが期待されています。

火災・地震・台風・豪雨等の災害、切迫する東南海・南海地震…

防火防災・人命救助への熱い志を胸に、訓練に、現場活動に真摯に取り組み消防団員たち！



秋の火災予防運動

11月9日～11月15日



統一標語

「あなたです
火のあるくらしの
見はり役」

火災が発生しやすい気候となる
時季を迎えるに当たり、火災予防思
想の一層の普及を図り、火災の発生
を防止し、高齢者等を中心とする死
者の発生を減少させ、財産の損失を
防ぐことをめざして、十一月九日か
ら十一月十五日までの七日間、全国
一斉に秋の火災予防運動が実施さ
れます。

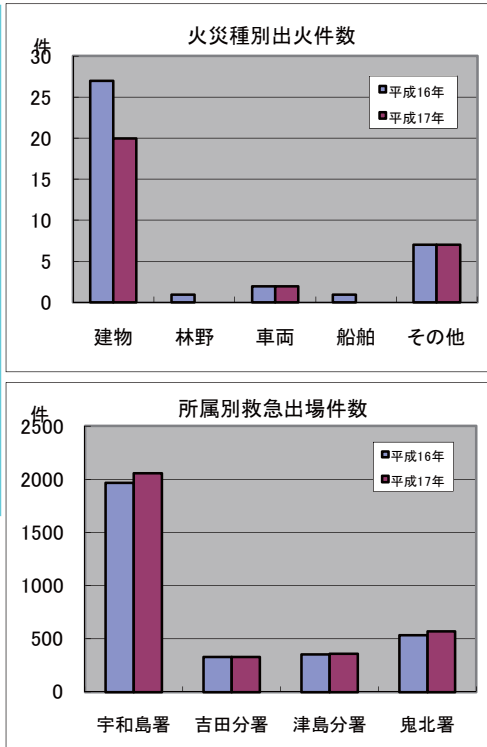
◎重点目標

- ①住宅防火対策の推進
- ②放火火災・連続放火火災予防対策の推進
- ③震災時における出火防止対策等の推進

火災・救急速報

〔平成十七年一月一日～九月末まで〕

今年九月末までに宇和島市・北宇和郡で発生した火災は二十九件で、損害額は約二千六百万円となっています。これを昨年同期と比べると、火災件数で九件、損害額で約二千七百万円減少となっています。出火原因のトップは放火又は放火の疑いで、続いてたばこ、ガスコンロの順となっています。
次に救急出場した件数は、三千三百十件で、前年に比べて百三十六件の増加となっています。



◎住宅防火

いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐため、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくる。

あなたはAEDをご存じですか？

AED（自動体外式除細動器）とは、突然の心停止から生命を守るために電気ショックを与える器械のことです。

今まで医師や救急救命士にしかできなかった電気ショックが、平成16年7月から誰にでもできるようになりました！電気ショックが必要かどうかはAEDが自動で判断します。

下記の月例普通救命講習会ではAEDの講習も行っています。

【月例普通救命講習会】

消防署では、誰でも気軽に参加できる講習会を毎月開催しています。
心肺蘇生法を中心に止血法など、いざという時、役立つ応急手当を覚えま

日時 毎月第2日曜日 9:00～12:00
場所 宇和島消防署(宇和島市丸之内5丁目1-18)
※ 受講者全員に普通救命講習修了証を交付いたします。

※ 申し込みは電話でOKです。参加費は無料です。

申し込み・問い合わせ 宇和島地区広域事務組合消防本部・宇和島消防署
TEL 0895-20-0119(警防課・救急係)



● 9月25日まで開催されていた愛知万博では4名の尊い命が救われました。

● 現在、宇和島市では、11件の病院に設置されています。

● 近い将来、公共機関等に設置されて、あなたが使用する日が来るかもしれません。